

市第127号議案

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の3」を「第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項」に改め、「里親」の次に「（以下「小規模住居型児童養育事業を行う者等」という。）」を加える。

第3条第2項第3号中「児童福祉法に規定する里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者等」に改める。

（横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「規定する」の次に「小規模住居型児童

養育事業を行う者又は」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、ひとり親家庭等及び小児の医療費助成の対象者の見直しを図るため、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案する。